

事業シート（概要説明書）

様式1号

|        |                 |
|--------|-----------------|
| ① 事業名  | 市民公益活動支援・協働促進事業 |
| ② 細事業名 | 市民公益活動支援・協働促進事業 |

|        |             |               |
|--------|-------------|---------------|
| 総合計画体系 | 章 05 自律協働都市 | 節 01 協働       |
| 担当部・課  | 市民協働室       | 事業開始年度 平成19年度 |
| 根拠法令   |             |               |

|                          |  |            |   |  |          |          |            |          |     |         |
|--------------------------|--|------------|---|--|----------|----------|------------|----------|-----|---------|
| ③ 事業内容<br>(手段・手法など)      | 市民公益活動支援基金を原資とした市民公益活動支援補助金により①市民公益活動の基盤づくりを行います。協働事業提案制度により②市民と行政の協働促進を行います。まちづくり交流会、まちづくり講演会及びまちづくり活動ハンドブックにより組織化と活動の支援を行い、③市民相互の協働促進を行います。他市の状況調査研究により④行政への市民参加の促進をはかります。   |            |   |  |          |          |            |          |     |         |
| ④ 目的<br>(何のために)          | 「第4次総合計画」の理念のひとつである「協働のまちづくり」を進め、市民・事業者・行政が協働し、自ら考え自ら実行する自律的なまちづくりを推進するために実施するものです。  |            |   |  |          |          |            |          |     |         |
| ⑤ 対象及び人数<br>(誰・何を対象に)    | 市民及び職員   |            |   |  |          |          |            |          |     |         |
| ⑥ 現在の実施方法                | 職員が直接実施 (詳細: )   |            |   |  |          |          |            |          |     |         |
| ⑦ コスト                    | 平成23年度予算   | 直接経費(A)の内訳 |   |  |          |          |            |          |     |         |
|                          | 直接経費(A)  | 11,977千円   | 委員報償 2,196千円・講師謝礼 412千円・需用費 59千円・市民公益活動支援補助金 2,000千円・地域まちづくり活動支援補助金 4,800千円 他 |  |          |          |            |          |     |         |
|                          | 人件費(B)<br>※(C)+(E)   | 53,856千円   | 内訳  | 担当正職員:概算人件費(C)<br>(H22決算平均給与8,260千円×従事職員数) | 52,864千円 | 従事職員数(D) | 6.4人       |          |     |         |
|                          |  |            | 臨時職員他(嘱託・アルバイト)人件費(E)   | 992千円                                      | 従事職員数(F) | 0.7人     |            |          |     |         |
|                          | 総コスト<br>(A)+(B)  | 65,833千円   | 財源内訳(収入)  |  |          |          |            |          |     |         |
|                          |  |            | 国・府からの補助金等  | 557千円                                      | 使用料・手数料  | 0円       | 一般財源(市債含む) | 63,176千円 | その他 | 2,100千円 |
| ⑧ 対象事業の抽出の視点<br>(選考優先順位) | <input type="checkbox"/> 廃止を視野に入れている事業<br><input type="checkbox"/> 類似事業や民間で実施しているサービスがある事業<br><input type="checkbox"/> 見直しを検討している事業<br><input type="checkbox"/> 市民協働・指定管理・委託などのアウトソーシングを行う余地の比較的大きな事業<br><input checked="" type="checkbox"/> 積極的に市民の意見を取り入れたい事業<br><input checked="" type="checkbox"/> 市単独事業 |            |   |  |          |          |            |          |     |         |

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| ⑨ 目標<br>(目指すところ)<br>※より具体的に記入 | ①市民公益活動の基盤づくり (協働によるまちづくりを進めるため、自治会、地域団体、ボランティア団体、地域住民、事業者などに市民公益活動に関心を高めてもらいように普及活動に取り組みます。また、活動が活性化するように、公益活動を支えていく制度の充実を図ります。)<br>②市民と行政の協働促進 (市民と行政がそれぞれの特性を活かしながらより良い取組みに結びつけていくことが重要となります。そのために、市民と行政の理解促進や、協働事業提案制度の運用により協働事業の拡充を目指します。また、庁内に協働事業推進員を養成・配置します。)<br>③市民相互の協働促進 (さまざまな市民がお互いの理解のもとに協力し合うことが重要となります。そのために、地域住民や各種団体などが協力しながら、地域自らが課題に取り組んでいけるような、仕組みの充実を目指します。また、新たな組織に地域サポーターを養成し派遣します。)<br>④行政への市民参加の促進 (協働型行政を目指すために、市民と行政との信頼関係が維持されている事が重要となります。そのために行政情報を共有し、さらに行政への参加機会の拡充に努めます。)  |
| ⑩ 事業の現状                       | ①市民公益活動の基盤づくり (市民公益活動支援基金については、5件、27万円の寄付額がありました。市民公益活動支援補助金は、3団体に決定し補助金を交付しました。)<br>②市民と行政の協働促進 (協働事業提案制度については、2事業が成案化協議に進み、うち1事業は平成22年度から実施し、もう1事業は23年度から実施することとなっています。)<br>③市民相互の協働促進 (まちづくり交流会を10校区で実施し、平成22年度で延べ101回開催しました。長野小学校区は、地域まちづくり協議会の準備会が設立されました。まちづくり講演会を平成22年7月10日に開催し、地域まちづくり活動の促進を図りました。)<br>④行政への市民参加の促進 (市民参加推進施策及び市民参加状況について、庁内調査を実施し公表を行いました。)  |
| ⑪ 目標と現状の差<br>(課題)<br>⑨-⑩      | ①市民公益活動の基盤づくり (市民公益活動支援基金、市民公益活動支援補助金の制度のPR・周知が不十分となっています。)<br>②市民と行政の協働促進 (協働事業提案制度は、市設定テーマ部門においては、テーマ設定数が少なかったのか、応募がありませんでした。自由提案部門も、2事業で少ない状況でした。全体的に協働の充実につなげたい状況です。)<br>③市民相互の協働促進 (まちづくり交流会が活性化しておらず、まちづくり講演会において、地域まちづくり協議会の準備会への意識醸成を図ります。組織化へは、地域の意識に温度差があり、まずは信頼関係を築くことが不可欠となります。組織支援に「地域力UPサポート制度」を創設します。)<br>④行政への市民参加の促進 (市民参加推進施策が効果的な取組となっているか検証が必要となり、市民参加状況について目標があいまいであり、市民参加の手法がワークショップ等新たな手法が活用されていません。)  |
| ⑫ 解決策と論点<br>(⑪の課題の解決策と問題点)    | <p style="text-align: center;"><b>最終論点</b></p> ①市民公益活動の基盤づくり<br>【解決策】<br>市民公益活動補助金制度及びその活用実績のPR・周知を進めることにより、市民などに共感と理解をしていただき、寄付額の増額を図るとともに、ふるさと応援寄附に係る基金との連携を図りながら対応していきます。<br>【論点】<br>市民公益活動補助金制度が活性化し補助額が増えた場合、市民活動支援基金の積み立て額が、今のままでは減少していくこととなります。<br>②市民と行政の協働促進<br>【解決策】<br>今年度、各課に協働事業推進員を配置し、事務事業について協働の視点からの見直しをはかり、市設定テーマ部門の充実を努めます。<br>【論点】<br>協働事業提案制度の市設定テーマ部門の応募が少なく苦慮しています。<br>③市民相互の協働促進<br>【解決策】<br>地域まちづくり協議会の設置については、地域の特性を考慮しながら、すでに出来上がった地域まちづくり協議会をモデルとして進めていきます。また、地域力UPサポート制度に係る財政支援や人的支援としての地域サポーターを各地域に配置することにより、地域まちづくり協議会の設置及び活動の活性化を行政として支援します。<br>【論点】<br>地域住民や各種団体など、さまざまな担い手が協力しながら、地域自らが地域課題に取り組む仕組みとして、各小学校区単位に、地域まちづくり協議会の設置に向けて取り組んでいます。<br>その他(るーぶらざの利用促進)<br>【解決策】<br>今年度から相談、コーディネートの専門スタッフを配置し、各種ボランティア団体、NPO、自治会等に対して公益活動の立上げ支援、各種制度の紹介並びに各種団体の活動内容の紹介を行うなど、施設の利用促進を行っていきます。<br>【論点】<br>るーぶらざの利用促進 |

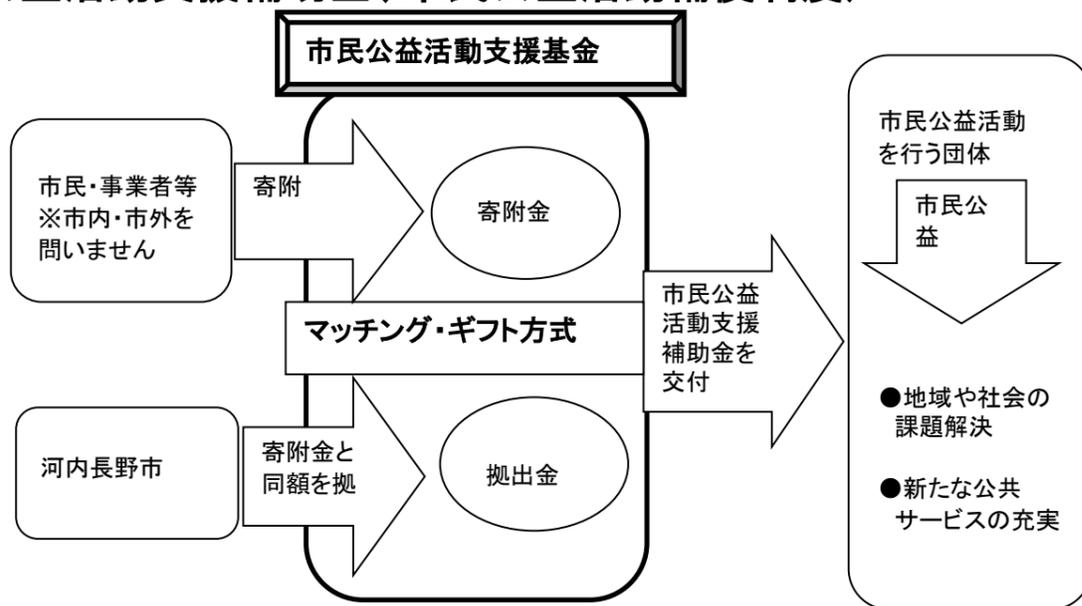
●市民公益活動の基盤づくり  
(市民公益活動支援基金・市民公益活動支援補助金、市民公益活動補償制度)

○市民公益活動支援基金

市民、市民公益活動団体、事業者などからの寄附金を基金に積み立て、それを原資として市民公益活動支援補助金に活用することで、本市の市民公益活動を社会全体で支えていくものです。また、マッチング・ギフト型の方式を採用することで、寄附額と同額を市が基金に積み立てます。

<基金制度設置の状況>

9市(河内長野市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、八尾市、東大阪市、大阪狭山市、泉大津市)



○市民公益活動支援補助金

より住み良いまちづくりを実現するために、市民公益活動を活性化することが必要です。そこで、地域や社会が抱える課題などの解決や新たな公共サービスの充実を目的とした市民公益活動に対し補助金を交付し、市民公益活動を支援するものです。

<補助の種類>

| 募集コース     |   | 補助率 | 補助限度 |
|-----------|---|-----|------|
| 初動支援コース   | 市民公益活動に取り組んで3年以内の団体が行う市民公益活動事業(同一事業で3回まで応募可)    | 3/4 | 10万円 |
| 自主事業支援コース | 市民公益活動に原則1年以上取り組んでいる団体が行う市民公益活動事業(同一事業で3回まで応募可) | 1/2 | 30万円 |

<補助金制度設置の状況>

14市(河内長野市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、吹田市、高槻市、寝屋川市、大東市、八尾市、東大阪市、大阪狭山市、泉大津市、和泉市)

<平成22年度補助決定事業>

| 団体名                   | 事業名                          | コース | 交付額(円)  |
|-----------------------|------------------------------|-----|---------|
| ①NPO法人フルル花と福祉の地域応援ネット | 市民まつり支援事業(秋のハロウィン・ランタン作り)    | 初動  | 31,000  |
| ②はぐくらぶ                | みんなで前進・はぐくらぶ～河内長野にはステキがいっぱい～ | 初動  | 93,000  |
| ③菜園くらぶ                | 蕎麦打ちを通じて地産地消の推進と地域社会への貢献     | 自主  | 166,000 |



①フルル花と福祉の応援ネット



②はぐくらぶ



③菜園くらぶ

○市民公益活動補償制度

自治会やボランティア団体など、公益的な活動をしている団体のメンバーなどが、活動中に怪我をした場合や、過って第三者を傷つけ、賠償責任を問われた場合に補償する制度です。

<平成22年度加入団体数>

446団体(自治会 139団体・ボランティア団体等 307団体)

●市民と行政の協働促進(協働事業提案制度)

市民公益活動の専門性や柔軟性等を活かした事業の提案を公募し、市民と市が協働することで、地域や社会の課題の効果的・効率的な解決を図るとともに、市行政への市民参加の促進を図り、より住み良いまちづくりを実現していくことを目的とするものです。

<募集コース>

|          |                            |
|----------|----------------------------|
| 市民自由提案部門 | テーマ設定がなく、市民の自由な発想による事業を提案  |
| 市設定テーマ部門 | 市が提示した概要書に基づき、市民が具体的な事業を提案 |

<提案制度設置の状況> 5市(河内長野市、豊中市、池田市、箕面市、大阪狭山市)

<平成22年度実績>

| 団体名                  | 事業名            |
|----------------------|----------------|
| 菜園クラブ                | ひとで不足農家の支援活動   |
| NPO法人フルル花と福祉の地域応援ネット | 花いっぱい 街づくりサポート |



● 市民相互の協働促進(地域のまちづくり活動の支援)

○まちづくり講演会

住み良い地域づくりを行っていくためには、地域住民一人ひとりが、地域活動に関心を持ち、主体的に行動できるような意識の醸成を図るとともに、地域自らが地域課題に取り組めるような仕組みをつくっていく必要があります。

そこで、まちづくり講演会を実施することにより、地域で何をしていくべきなのかを考え、実践できるような意識の醸成を図るとともに、各地域での連携の場づくりのきっかけにしていけることを目的として実施するものです。



○まちづくり交流会

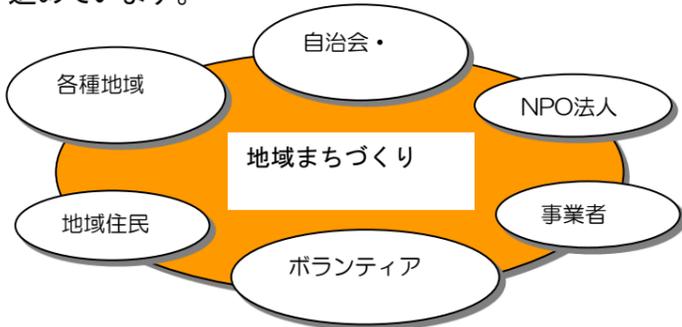
地域づくりを進めていくために、個人や様々な団体に活動する人が、気軽に集い、地域の課題や問題などについて自由に意見交換することにより、参加者同士が地域課題を共有し、お互いに連携しながら主体的に取り組んでいく「場」として、まちづくり交流会を各小学校区で開催しています。

まちづくり交流会は、8小学校区、2中学校区で開催しています。(内、長野小学校区は、平成23年1月からまちづくり協議会の準備会に移行しています。)



○地域まちづくり協議会

住み良い地域づくりを行っていくため、その地域の特性や実情に合わせて、自治会や各種地域団体など地域型組織だけでなく、テーマ型組織、事業者、地域住民など様々な担い手が協力しながら、地域自らが地域課題に取り組んでいけるような仕組みづくりを進めています。



地域まちづくり協議会の構成

地域まちづくり協議会の要件(主なもの)

- 地域課題を自ら解決することを目的とした団体
- 概ね小学校区を1つの単位
- 住民総意により設立・運営
  - ・住民等の自由な参画の機会が保障されている
  - ・情報発信・公開の取組みがなされている

○地域力UPサポート制度

地域まちづくり協議会は一定の要件(右記参照)を満たす必要があります。なお、財政支援を除く支援については、協議会を目指す段階(準備会)から行います。

①財政支援

協議会の組織運営に関する支援と、地域課題の解決などに伴う活動への支援を行います。(右表参照)

②人的支援

協議会の設立時、及び設立後に必要な人材の支援を行います。具体的には、学識経験者等のアドバイザー派遣、地域の主体性を尊重した職員の関わり(地域サポーター制度)などを行います。

③その他支援

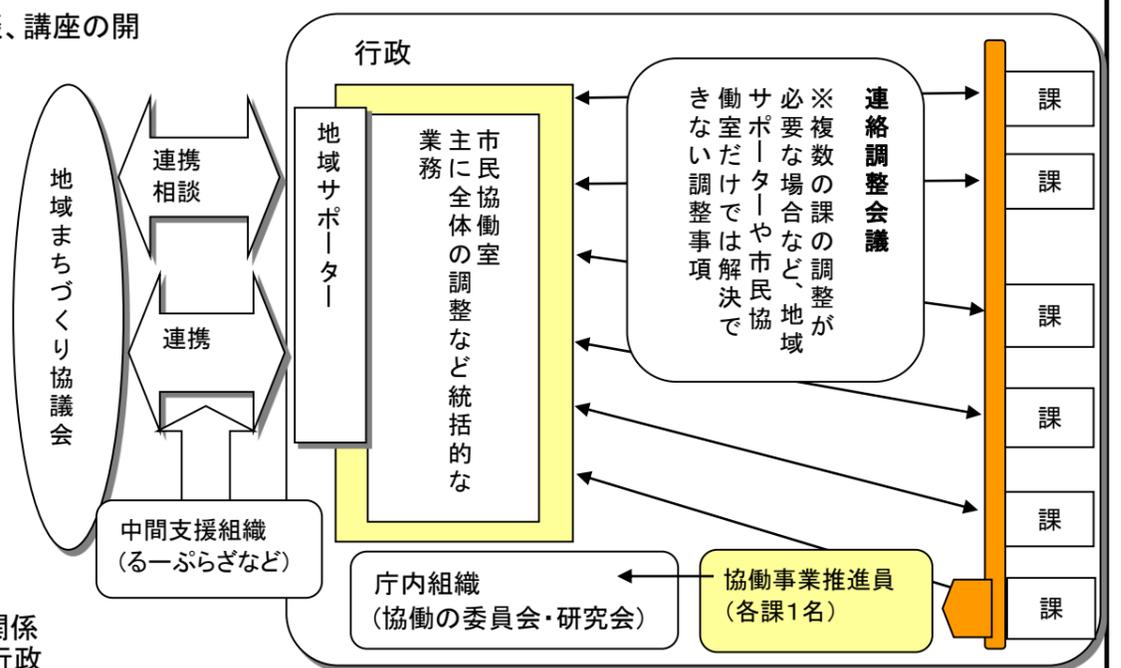
協議会の設置・運営に必要な情報の提供や相談、講座の開催などを行います。

<財政支援のしくみ>

|      | 組織運営支援               | 活動支援   |
|------|----------------------|--|
| 事業名  | 地域まちづくり協議会運営費支援事業    | 地域まちづくり活動助成事業  |
| 対象内容 | 地域まちづくり協議会の運営に係る事務経費 | 住み良いまちづくりの促進と地域住民の連帯意識の向上を図るとともに、地域課題の解決に向けてのまちづくり活動に必要な事業 |
| 金額   | 上限10万円(10/10補助)      | 上限30万円(10/10補助)  |

<地域サポーター>

地域との最前線である現場には「地域サポーター」を派遣するとともに、「市民協働室」が全体の統括、複数の課をまたぐ案件などは「連絡調整会議」を実施することにより、市全体として協議会をサポートする体制を整えます。



● 行政への市民参加の促進

協働型行政をめざすためには、市民と行政の信頼関係が維持されていることが必要となります。そのために行政情報を公開することで市民と情報を共有し、さらに行政への参加機会の拡充に努めます。

<市民参加状況(平成21年度)>

| 1. 市民ニーズの把握              | 2. 市民意見の反映   | 3. 情報の共有・相互理解 | 4. 合意形成                               |
|--------------------------|--|---------------|---------------------------------------|
| ①市民アンケート 7件<br>②ヒアリング 2件 | ①パブリックコメント<br>対象案件 5案件 意見件数87件<br>②アイデア、提案の募集 338件 | ①意見交換会 4件8回   | ①審議会等<br>公募枠のある審議会 15審議会<br>公募委員数 27人 |